

子どもの医療費の助成制度について

基山町では、令和4年4月診療分の医療費から、子どもの医療費の自己負担額について全額助成することといたしました。助成内容は、下記のとおりです。

	未 就 学 児 (0歳から6歳になって最初の3月31日まで)	就 学 後 (6歳になって最初の4月1日から18歳になって最初の3月31日まで)
佐賀県内の医療機関等を受診したとき (現物給付)	病院・薬局ともに窓口での負担はありません。	病院・薬局ともに窓口での負担はありません。
佐賀県外の医療機関等を受診したとき (償還払い)	<p>病院・薬局ともに窓口にて一部負担金(医療費の2割)を支払い後、助成申請をしてください。負担金の全額を助成します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ただし、次の6医療機関を受診した場合の一部負担金は、以下のとおりです。</p> <p>*医療機関名*</p> <p>(1) 聖マリア病院 (2) 久留米大学病院 (3) 福岡市立こども病院・感染症センター (4) 九州大学病院 (5) 佐世保市立総合病院 (6) 佐世保共済病院</p> <p>*一部負担金額*</p> <p>【入院】 1医療機関上限1,000円/月 【通院】 1医療機関2回目まで各上限500円/月 【調剤】 無料</p> </div>	<p>病院・薬局ともに窓口にて一部負担金(医療費の3割)を支払い後、助成申請をしてください。負担金の全額を助成します。</p> 

○助成の対象となるのは、**保険診療**の医療費です。

○助成申請は診療月の翌月から**1年以内**に行ってください。

(例：令和4年4月診療分→令和4年5月1日から令和5年4月30日までに申請)

※未就学児に係る県外6医療機関の医療費助成について、誤ったお知らせをしておりましたので、受給資格証をお持ちの方に対し記載事項を修正した資格証を順次送付いたします。

♪詳しい制度、申請方法については・・・**基山町役場 こども課 こども家庭係**

〒841-0204 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦 666 番地

0942-92-7968 (直通)